

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年 10 月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200103号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200054号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成24年8月10日は23万円、同年12月17日は25万円、平成25年8月12日は21万8,000円、同年12月16日は21万3,000円、平成26年12月16日は25万円に訂正することが必要である。

平成24年8月10日、同年12月17日、平成25年8月12日、同年12月16日及び平成26年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成24年8月10日、同年12月17日、平成25年8月12日、同年12月16日及び平成26年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年8月
② 平成18年12月
③ 平成19年12月
④ 平成20年8月
⑤ 平成20年12月
⑥ 平成21年8月
⑦ 平成21年12月
⑧ 平成22年8月
⑨ 平成22年12月
⑩ 平成23年8月
⑪ 平成23年12月
⑫ 平成24年8月
⑬ 平成24年12月

- ⑭ 平成 25 年 8 月
- ⑮ 平成 25 年 12 月
- ⑯ 平成 26 年 12 月
- ⑰ 平成 29 年 8 月
- ⑱ 平成 29 年 12 月

請求期間①から⑯までの期間にA社から賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていた。また、請求期間⑰及び⑱に同社の関連会社であるB社から賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていたが、いずれも厚生年金の記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間⑫から⑯までについて、C銀行から提出された請求者に係る取引明細表（以下「取引明細表」という。）及びA社の複数の同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は平成24年8月10日、同年12月17日、平成25年8月12日、同年12月16日及び平成26年12月16日に同社から賞与の支払を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間⑫から⑯までに係る標準賞与額については、取引明細表及び同僚から提出された各請求期間に係る賞与明細書により推認される厚生年金保険料控除額から、請求期間⑫は23万円、請求期間⑬は25万円、請求期間⑭は21万8,000円、請求期間⑮は21万3,000円、請求期間⑯は25万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年8月10日、同年12月17日、平成25年8月12日、同年12月16日及び平成26年12月16日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①から⑪までについて、A社の取引先金融機関であったD銀行及びC銀行に照会を行ったが、D銀行は、当該期間における請求者に係る取引履歴は確認できないと回答しており、C銀行は、当該期間における取引履歴は保存期間が経過しているため提供することができないと回答している。

また、事業主は、請求期間当時の担当者は既に亡くなっており、賞与の支払及び厚生年金保険料控除について確認できる資料はない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①から⑪までにおける賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑪までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間⑰及び⑱について、B社の業務を受託している社会保険労務士法人から提出された同社に係る賞与の一覧表（以下「賞与一覧表」という。）において、請求期間⑰には請求者を含む4人の氏名が記載され、請求期間⑱には請求者を含む3人の氏名が記載されているところ、請求者以外の者については賞与の支給額が記載されているが、請求者については賞与の支給額が「0」と記載されている。

また、上記賞与一覧表及び上記社会保険労務士法人から提出されたB社に係る健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書によると、同社においては、請求期間⑰に係る賞与は平成29年8月10日に支給され、請求期間⑱に係る賞与は同年12月15日に支給されているが、当該期間に同社の取引先金融機関であったC銀行から提出された請求者に係る取引明細表によると、同年8月15日及び同年12月15日に同社から賞与が振り込まれたことは確認できないほか、上記賞与一覧表においても請求者の「銀行振込」欄及び「現金支給額」欄には「0」と記載されており、当該期間に同社から請求者に賞与が支給されていたことを確認することができない。

さらに、事業主からは回答を得ることができず、請求者の請求期間⑰及び⑱に係る賞与の支払及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間⑰及び⑱における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑰及び⑱に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。